

議員提出議案第 3 号

旅客自動車運送事業に係る安全体制の整備を求める意見書

このことについて、次のとおり、内閣総理大臣、国土交通大臣、衆議院議長及び参議院議長に意見書を提出する。

平成 28 年 3 月 18 日

提出者	三朝町議会議員	能 見 貞 明
賛成者	三朝町議会議員	吉 田 道 明
賛成者	三朝町議会議員	牧 田 武 文
賛成者	三朝町議会議員	山 田 道 治
賛成者	三朝町議会議員	平 井 満 博
賛成者	三朝町議会議員	中 信 貴美代

旅客自動車運送事業に係る安全体制の整備を求める意見書

本年 1 月 15 日午前 1 時 55 分頃、長野県北佐久郡軽井沢町の入山峠付近で、定員 45 人の大型観光バスがガードレールをなぎ倒し、道路脇に転落する事故が起きた。多くの方が死傷され、心から哀悼の意を表するものである。

この事故の背景には、国の規制緩和でバス事業への参入が免許制から許可制になるなど、業界の飽和、格安バス需要の急増による運転手不足、可処分所得の低い層を中心として、格安バスに対するニーズの存在と運賃値下げ競争、ドライバーに対する教育・経験の不足、長距離をひとりで運転する事に対する過労など、労働者の労働環境、「発注側」たる企画会社が「下請け」たる運行会社に安価に委託する構図、バス車体の安全対策や構造上の問題など、様々な要因があると思われる。

ついては、貴職において、下記のとおり、旅客自動車運送事業について、その輸送の安全性を確保し、利用者・乗務員の生命・身体の安全性を守るための対策をただちに講ぜられたい。

記

- (1) バス事業への参入時・更新時の審査をより慎重かつ厳格に行うこと。
- (2) 運転手不足及び運転手高齢化問題について、必要な対策を講ずること。
- (3) 各事業所に対し、コンプライアンス徹底の指導を行うこと。
- (4) 各自動車メーカーに対し、バス車体の安全性向上を依頼すること。
- (5) 昼間 500 km、夜間 400 kmとなっている一人での運転上限の見直しを検討すること。
- (6) 労働者の過労について、その実態を調査し、所要の対策を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 3 月 18 日

鳥取県東伯郡三朝町議会